

一般的概念である。であれば、上述の「福祉ミックス」のように、諸組織のコミュニティ形成にかかわる「ミックス」の在り方或はネットワークの在り方の理論と具体の検討が重要な課題となると思われる。二つは、社会的監査について。これが社会的企業形成の具体的な促進策の一つとして提起されているが、まだ分析の実証も論理も未開拓

である。これは諸組織で試行的に導入しながら、論理を構築し、内容を作り上げていく必要があるように思われる。

ベストフ博士の上記の理論は未完成のところも少なくないが、それだけに大きな刺激と多くの示唆を我々に与えたように思われる。

## 協同のひろば

# スペインの労働者協同組合運動について

マドリード労協連合会(UCMTA)アナ・ヒルサンスさんのお話から

加藤 長(東京都/日本労働者協同組合連合会・国際部長)

スペインは、人口約4000万人、面積が50万平方キロあまりで、社会的経済(協同組合とSAL=労働者持ち株会社)に組み入れられた組織は、社会的経済発展のための全国研究所(INFES)の1996年2月の資料(1995年9月現在の数字)によると、25万人を数えます。そのうち、78%が協同組合に組み入れられています。この数字は、共済組合、協会のように伝統的に社会的経済に組み入れられてきた他の組織は含んでいません。また、このINFESのデータは、さまざまな種類の協同組合を区別しておらず、このため、スペインにおいては、労働者協同組合はもっとも重要な協同組合セクターの一つですが、それが正確にどれだけの数かは、知ることができません。

労働者協同組合の数は、約1万9000、SALは5500ほどで、双方をあわせると約2万5000になります。最近3年間、社会的経済は全体として、21%増加していますが、より大きな伸びをみせているのが、協同組合セクターで26%、これにたいしてSALは7%にとどまっています。

このうち、80%以上が組合員5人から10人の協同組合です。現存する協同組合のうち、約40%は1980年代に発展し、これについて、現在の大きな高揚がみられます。

協同組合とSALを雇用の面からみると、協同組合が78%、SALが22%を占めています。

協同組合についていえば、大きな比重を占めているのは、アンダルシア、カタルーニャ、バスクの各州とバレンシア地方で、マドリードは第7位に位置しています。協同組合の組合員数についていえば、各地方の協同組合の構成員の数にばらつきがあるため、この順番は若干変動があります。

協同組合を部門別にみると、サービス部門がもっとも重要で49.2%を占め、ついで工業部門の32.5%、農業の9.7%、建設の8.6%の順になります。

スペインでは、協同組合は100年以上の歴史をもっており、現在の協同組合法よりはるか以前に1869年に法制化がされました。これはさまざまな政府のもとで、その政治方針の違いによって何度も改編されてきました。最近の法律ができたのは、1987年で、民主化の時期につくられました。フランコ政権の時期には、協同組合は、官製の垂直組織のもとに置かれ、それゆえ地下活動を余儀なくされ、こうした理由により、やっと1980年代の民主化の時期になって、新たな発展が起こったのです。

スペイン国家のもとでも、カタルーニャは、1992年以来独自の法律をもっており、バスクは1993年、バレンシアは1995年に法律ができ、さらにマ

ドリードの自治体も新しい法案を検討中で、近く採択されることになるでしょう。

スペインでは、労働者協同組合は重要な税金免除を受けるなど、特に保護されている部門とみなされています。

## スペイン労働者協同組合連合会

労働者協同組合の組織の過程は、1980年代初めから始まりました。1986年には労働者協同組合の代表的組織を結集して、スペイン労働者協同組合連合会(COCEA)がつけられました。スペインは17の州と自治州からなっていますが、それぞれが州ごとの労働者協同組合組織をもっています。それぞれにおいて、この過程は不揃いに発展しており、全国連合会への加盟にもそれは反映しています。現在、COCEAに加盟しているのは10州で、さらに2州から加盟申請がだされ、全国連合会は発展の過程にあるといえます。

地方の州組織がその州の代表とみなされるためには、当該地方の協同組合の20%が加盟していなければなりません。その代表は、第一次の(基礎の)協同組合と同様、総会で選出されます。COCEAの理事は、その加盟している州あるいは自治州の組織の総会で選出されます。

州、あるいは全国組織の理事会のメンバーは、一つの協同組合で活動しているメンバーでなければ選出されないことになっています。このことによって、協同組合との直接の結びつきを保障し、また諸組織の理事会のメンバーの「官僚主義化」を回避しようとしています。

労働者協同組合の基礎組織は、法律で規定されていますが、一定の面では、それぞれの自治州の法制度にしたがって、若干差異がでるようになっています。法律は、機能の一般的指標を打ち出していますが、それは、各協同組合において、独自の規約で承認されなければならず、一般的法律や規則に反することはできないものの、法律が各協同組合の手に委ねている面を発展させることができるようにしています。

スペイン労働者協同組合連合会(COCEA

A)の機能の諸戦略は、以下のレベルにおいて定めることが可能です。

### 政治的レベル

★中央行政庁やその他の公的、私的な機関にたいして、スペイン国家のレベルで協同組合運動を代表すること。

★加盟協同組合組織とその加盟メンバーにとって必要な事柄と諸権利にかんし、介入し、これを要求していく。

★スペイン国家と自治州の労働者協同組合のさまざまな組織の間を調整し、その潜在力を引き出し、またこれを結びつけていく。

★ヨーロッパと国際的な協同組合運動のレベルで、スペインの労働者協同組合を代表する。このことは、求められている活動への自発的参加を閉ざすものではない。

★協同組合の利害に関連する法的、税制的、あるいは労働にかんする事項にかんして、その作成と改編に参加する。

★協同組合運動のイメージと外部への押し出しを改善し、これを権威付けるようにすること。

### 協同組合のレベル

★スペインのさまざまな協同組合組織のレベルで、相互協力を可能にし、これを促進する。

★協同組合運動の活力と発展を保障するために、求められている協同組合の業種団体、その他の連合組織の活動を可能にする。

★現存する部門ごと、または協同組合のデータベース、さまざまな自主的組織へのアクセスを助長する。

★公的、私的な単位やセンターと協力して、調査を進展させ、可能にする。

★協同組合の道を、不活発な危機的企業の解決策として利用するのではなく、活発な企画をおこなうことによって、協同組合の創設過程を推進する。

★さまざまな加盟組織の教育・訓練政策をつくり、調整する。

### 経済・財政の面で

★国の経済発展に関与するすべての組織への連合会の参加

★協同組合組織、行政、他の関連機関の関係を調整し、協同組合運動のイニシアチブと協力した統一したプログラムをもった財政戦略——これは、ミクロ経済の発展、推進に組み入れられるものである——を作成する。信用事業を可能にする保証制度を始動させる。

★州組織を対象にして、協同組合間の相互の経験交流と発展をはかることを可能にし、また、連合会の調整ができるようにする。

★対案的な金融制度、その他の管理に関する革新的考え方について、情報の流通を助長する。

★協同組合の指導者の高い職業的な質を確保するため、特別の知識をもった人々の間の相互交流を促進する。

## マドリード労働者協同組合連合会 (UCMTA)の一般的活動

マドリードの自治体には、約800の協同組合が存在していますが、そのうち約3分の1がUCMTAに加盟しており、その加盟メンバーは1万人近くにのぼります。

同連合会は、マドリードの労働者協同組合を代表する唯一の組織として、公式の連合体となっていますが、その内部組織は以下のとおりです。

総会：加盟協同組合を結集するものですが、それは、組合のそれぞれに含まれる組合員の数に比例して代表をだすことになっています。

理事会：総会で選出され、12人で構成されています。理事会は、指導部の担当者を任命します。理事会の会議には、発言はできるが投票権のない、以下のような人々も出席できます。

部長、技術チームの労働者代表、AMECOOPの代表、UCMTAのもとには、次の2つの部門的機構が存在しています。

教育：これは、独立した組織をもった教育協同組合連合会を構成しています。

社会的イニシアチブの協同組合：これは、人に関心ある事柄を対象とし、人にサービスを与える協同組合を結集したものです。最近できたもので、管理委員会とそれに責任を負うコーディネー

ターを置いています。

また連合会に近い団体として、次の二つの組織があります。

AMECOOP：協同組合企業の女性の団体であり、労働者協同組合の組合員および従業員の女性を、協同組合でのその独自の利益を擁護する目的で結集しています。その総会は、5人の女性で構成される指導評議会を選出します。

FINDES：調査と社会的経済発展のための財団で、1995年のUCMTAの総会の決定で創設されました。それを指導しているのは、10人で構成される指導部です。

### 技術チーム

UCMTAには、10人からなる技術チームがありますが、その組織は次のようなものです。

——指導部。発展と助言の部門。教育・訓練部門。総務。

### 助言

加盟協同組合によって要請された共通したサービスについて、助言をし、これを管理するものです。年間約1200件の相談に応じており、その約10%については、その後もフォロー・アップをしています。

### 発展

前者と密接に関連したものですが、部門と地域ごとの基本的な発展戦略を推進する任務を負っており、次のような事項を扱っています。

——加盟。協同組合の推進グループにかんすること。協同組合の設立。最初の時期に協同組合の伴走者となること。相互協力の過程。自治体と協力して、地域的发展を企画すること。援助と助成の公的枠組みを提案し、これをフォローする。

### 教育・訓練

伝統的に二つの活動を支援してきました。

——職業教育：マドリード自治体(CAM)の失業者を対象とし、国家雇用安定所(INEM)およびマドリード教育研究所(IMAF)との協定を通じて、実現されています。

——継続的教育：加盟協同組合の組合員と労働

者を対象としたものです。現在、継続教育のプログラムは、労組や経営者団体、行政を統合した「継続教育財団」(FORCEM)の枠組みを通じて実施されています。

#### 発展計画

現在、UCMTAは、マドリードのSALを結集した組織(ASALMA)とともに、「欧州社会基金」の「ADAPT」計画の企画を実施しようとしています。この企画は、発展の部門と結びついて、現存する協同組合の労働者の職業的適応と新たな組織の発展に貢献しようとするものです。そのために、指導部と「脅威をうけている労働者」を対象に教育・訓練活動をするために、部門と企業の診断がおこなわれます。それは、援助を受けた管理、相互協力の過程ともいえるものです。この計画は、自治体とともに実施するものですが、それは、その活動が地域発展と結びついた労働という点にマッチすることを可能にするためです。

#### 制度的関係

- 国際
- 国家的なもの：議会グループ、INFESなど。
- 州レベル：政府、議会グループ、政党。
- 地域的なもの：市町村自治体
- 協力団体：労働組合、社会的諸組織(近隣組織、NGO、環境団体など)
- その他：大学(アウトノマおよびコンプレテンセ大学、協同組合研究学校)

#### 他の組織における存在

- COCEA(スペイン労働者協同組合連合会)・・・CECOP・・・ICA
- ・・・CEPES(社会的経済に関するスペイン常設委員会)
- CICOPA(UCMTAの理事長は、CICOPAの中南米のための協力計画の責任者である)
- REEN(欧州共同体の教育・交流ネットワーク)
- エウロCDAネットワーク(地域開発のた

めの機関の集まり)

——CIRIEC(社会的経済にかんする調査国際委員会)

——ISTR(第三セクターにかんする調査のための国際機関)

さらに、NGOとの恒常的協力の合意のもとに「ACSUR——セゴビア計画」が存在し、UCMTAの理事長はこの組織の副理事長に就任しています。NGOとの協力の過程としては、労働者委員会(CCOO)の「平和と連帯」、および「平和協力会議」があります。

#### より重要な生産部門

- 教育(UCETAMに結集している)：保育所、小中学校。
- 金属：変造と介在的施設
- 造園
- 保健
- 輸送
- 繊維
- 清掃
- 社会的イニシアチブ：家事援助、若者のケア、精神衛生、余暇など。
- 建設
- その他：コンサルタント、コンピューターなど。

#### 持ち株企業

——バルヘルテ(ヘルテ渓谷)：5つの団体によってつくられた農村旅行企業。ヘルテ渓谷に、協同組合が大きな比重を占める地域発展計画の一環として、ホテルを設置している。

——SERYES：協同組合、中小企業組織、民間企業、個人、およびUCMTAが主たる参加者となった保険業者組織。社会的経済のための企業と従業員の保険を発展させる目的でつくられている。他の2つの同様な業者組織とともに、NEXTCOOPのネットワークを構成している。

以上2つのケースとも、UCMTAは、それぞれの管理委員会に代表を送っています。